

2 保育必要量の認定について

保育の必要性の認定と併せて、保育の必要量を標準時間または短時間に認定します。

区分	労働等時間の基準	労働等時間	保育利用可能な時間
保育標準時間	主にフルタイム労働等	月 120 時間以上	1 日当たり 11 時間程度の利用 (月最大 292 時間)
保育短時間	主にパートタイム労働等	月 120 時間未満	1 日当たり 8 時間程度の利用 (月最大 212 時間)

※1 保育標準時間と保育短時間は利用時間のほか、利用者負担額が異なります。(73ページ参照)

※2 労働等時間が月 120 時間に満たない場合でも、以下の例のように保育短時間の保育時間外(「3 保育時間について」参照)の労働等を常態としており、延長保育料が発生する時間帯での利用が必要であると判断できる場合には、保育標準時間を希望することも可能です。

ただし、保育園等を利用できるのは、保育の必要な事由に該当する時間に限ります。

【例】① 週5日 14:00 ~ 18:00 の4時間勤務をしている場合(月 80 時間相当)

② 週4日 8:00 ~ 15:00 の7時間勤務をしている場合(月 112 時間相当)

利用者負担額と延長保育料の試算

- ①の例で、2歳児クラスの第1子が保育園等に通所している

- 利用者負担額の階層が、C11 階層である

標準時間：利用者負担額 38,300 円のみ

短時間：利用者負担額 37,600 円 + 16:30 以降の延長保育料 2,000 円(月額)

上記の延長保育料額は一例です。実際の延長保育料は施設によって異なりますので、「延長保育料・特別延長保育料一覧」(77~79ページ)をご確認ください。

※3 求職活動、育児休業の認定の場合、保育の必要量は原則として「短時間」になります。

※4 保育の必要な事由や必要量の変更がある場合は、変更月の前月末までにお手続きください。

3 保育時間について

◆ 保育時間

保育園等は、保育の必要な事由(32ページ参照)に該当し、教育・保育給付認定を受けた方が利用できる施設です。保育必要量の認定により、利用できる時間が異なります。

保育必要量	保育時間 ※一部の施設において異なる場合があります。
保育標準時間	7:00 ~ 18:00 の間で <u>保育が必要な時間</u>
保育短時間	8:30 ~ 16:30 の間で <u>保育が必要な時間</u>

※1 上記の保育時間外に保育園等を利用(延長保育)する場合、延長保育料が発生する施設があります。詳細は、「延長保育料・特別延長保育料一覧」(77~79ページ)をご確認ください。

※2 上記の保育時間一杯の利用を保障するものではありません。実際の利用時間は、通勤時間や労働時間等の、保育の必要な事由、お子さんの年齢や発達・健康状態等に応じて保育園等が決定することになります。なお、保育の必要な事由に該当しない日(仕事がお休み等)につきましては、原則、ご家庭での保育になります。

※3 通勤時間や労働時間等により、さらに保育が必要となる場合、上記時間以外でも保育園等の開所時間内であれば利用が可能です。各保育園等にご相談ください。

◆ 開所時間

各保育園等の開所時間・曜日については、「市内保育園等一覧」(140~143ページ)をご覧ください。なお、一部の施設においては、土曜日の保育を行っていないのでご注意ください。